

江戸川区くすのきクラブスポーツ活動助成要綱

（目的）

第1条 この要綱は、区内のくすのきクラブ（以下「クラブ」という。）のスポーツ活動に対して、予算の範囲内で助成し、熟年者福祉の増進に資することを目的とする。

（スポーツ活動の定義）

第2条 シニアが参加できる大会にある競技を対象とし、対外試合を行う活動とする。

（対象）

第3条 助成を受けることができるクラブの構成は、次のとおりとする。

- （1）おおむね60歳以上の人による団体。（ただし、区内在住の60歳以上の会員が3分の2以上で構成されていること）
- （2）実施するスポーツ活動が決まっている。
- （3）スポーツ活動を実施できる人数が所属している。（最低人数10名）
- （4）活動場所を自分たちで確保できる。
- （5）定期的にスポーツ活動を実施している。
- （6）申請時は、既存くすのきクラブの会員のみで構成されていない。

（対象経費）

第4条 江戸川区くすのきクラブ連合会会長（以下「会長」という。）は、クラブの活動費のうち、次の各号に掲げるものについて助成する。

- （1）クラブの事務経費
- （2）教養の向上
- （3）健康の保持
- （4）レクリエーション
- （5）ボランティア活動

（助成額）

第5条 助成額は、月額12,000円とする。

（申請手続）

第6条 助成を受けようとするクラブの代表者（以下「代表者」という。）は、次の書類により会長に申請を行うものとする。

- （1）助成金交付申請書（第1号様式）
- （2）添付書類
 - ア 会則

- イ 代表者届（第2号様式）
- ウ 活動場所確認書（第3号様式）
- エ 事業計画書（第4号様式）
- オ 歳入歳出予算書（第5号様式）
- カ 前3箇月間の活動状況報告書（第6号様式）
- キ 会員名簿（第9号様式）

2 前項の規定にかかわらず、引き続き助成を受けようとする場合の添付書類は、代表者届、活動場所、事業計画書、歳入歳出予算書及び会員名簿とする。

（助成の決定）

第7条 会長は、前条の規定によって助成申請書が提出されたときは、運営要綱によって審査のうえ、交付の可否を決定し、交付すべき場合は、助成金交付決定通知書（以下「通知書」という。）（第11号様式）をクラブに送付する。

（助成金の請求）

第8条 通知書の送付を受けたクラブは、助成金請求書（第12号様式）を、次の期日までに会長に提出するものとする。

ただし、年度途中に新たに結成したクラブは、通知書を受けた月から翌年3月までの分を通知書を受けた月に提出するものとする。

（助成の条件）

第9条 助成が決定されたクラブの運営は、次のとおりとする。

（1）事情変更による決定の取消し

会長は、助成金の交付決定後、事情の変更、または特別の必要が生じたときは、決定の全部もしくは一部を取り消し、または決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（2）事故報告

クラブの活動の実施が困難となったときは、その理由及び実施の見通し等を書面により会長に報告しなければならない。なお、クラブの活動を中止し、または廃止しようとするときもまた同様とする。

（3）状況報告

代表者は、翌月15日までに、各月における月別活動状況報告書（第10号様式）を提出しなければならない。

（4）遂行命令

会長は、前号による状況報告その他調査等により、クラブの運営が、この要綱に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるこ

とがある。なお、この命令に違反したときは、助成金の交付を一時停止することがある。

(5) 実績報告

代表者は、助成金の交付に係る会計年度が終了したときまたは助成決定の取消しを受けたときは、その事実のあったときから 20 日以内に実績報告書（第 7 号様式）・歳入歳出決算書（第 8 号様式）を会長に提出しなければならない。

(6) 助成金の額の確定

会長は、前号に規定する実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、クラブ活動の内容が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すべきものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し助成金交付確定通知書（第 13 号様式）で通知する。

(7) 処置命令

前号の調査の結果、クラブの活動の内容が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置を命ずることがある。この命令により、必要な処置をした場合においても、第 5 号に規定する実績報告はしなければならない。

(8) 決定の取消し

次の各号のいずれかに該当したときは、助成金交付決定の全部または一部を取り消すことがある。

ア 偽りにその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

イ 助成金を他の用途に使用したとき。

ウ 助成金交付決定の内容もしくはこれに付した条件または法令に基づく命令に違反したとき。

(9) 前号の規定は、第 6 号の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても、適用する。

(10) 助成金の返還

第 8 号の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部門に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。第 6 号の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超えて助成金が交付されているときも、また同様とする。

(11) 違約加算金

前号の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10 . 95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(12) 延滞金

助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（13）他の補助金等の一時停止

助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該違約金、違約加算金もしくは延滞金の全部または一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

（その他）

第10条 前各号に該当しない案件が生じた場合は総会又は役員会に諮り決定するものとする。

付則

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

（様式省略）